

「ストーカー裁判」を通して考える

令和6年5月8日

弁護士 船山 泰範

幼いときに暖かい家庭を持ち得なかった者は、大人になったとき、ひたすらその飢えを充たそうとする傾向がある。只それは、自分が相手に求めるだけでなく、本来は2人で共に築いていくものなのである。しかしながら、彼はその方法を学んだことがない。父親から遊んでもらったことのない子が、自分が父親になったとき、どう子どもと遊んでよいのかわからないのも同類である。そのため、結婚当初は同じ目標を共有できると思っていた2人の間に様々な食い違いが生じてしまう。そして、その原因の大きな部分を自らが作っているのに本人は気付かない。

このような幸薄い者が、相手方の我慢できる一線を越える行為をしたとき、社会はそれを犯罪として処罰するのである。むろん、相手方の心の傷をはじめとして多方面の被害を考えると、今までそれが犯罪とされてこなかったことこそ理不尽と言うしかない。「法は家庭に入らず」という法格言は、子への虐待が浮上した時点で潰れたと言えるが、殺人事件の半数以上が家族とそれに類する者でなされるという事実は、人間とはいかなる存在なのかという問題を問いかける。

それにしても、子ども時代に暖かい家庭の味を味わえず疎外感に苛まれてきた者が、大人になって、今度は社会全体から刑罰によって排除されるということは、随分と割に合わないことではなかろうか。貧しい者が食べ物を万引きするという問題にも同じ矛盾が含まれている。

何のために自分は生まれてきたのだらうと声をあげたくなるのを、誰が非難できよう。